

昭和三十六年十月二十六日 衆議院會議録第十五号 租税特別措置法の一部を改正する法律案

第二十三条第五項中「第二十一条の二第三項」を、「第二十一条の三第三項」に、「第二十一条第一項各号に掲げる取引」を「輸出取引」に、「当該取引につき第二十一条第一項又は第二十一条の二第一項の規定の適用があった」を「当該対外支払手段による支払に係る金額を輸出取引又は技術輸出取引による収入金額とみなして第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定を適用する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の場合において、同項に規定する個人が、同項に規定する証明を受けた取引（指定期間内における取引に限る。以下この項において同じ。）を行なった日の属する年の指定期間内における輸出取引につき既に第二十一条の二第一項の規定の適用を受けているとき、又は当該証明を受けた取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなした場合にその年の指定期間内における輸出取引につき第二十一条の二第一項の規定の適用を受けることができることとなるときは、第一項前段中「同項」とあるのは、「同項（当該取引が指定期間内に行なわれたものである場合には、第二十一条の二第一項）として、同項の規定を適用する。」第二章第二節第三款中第二十三条の次に次の二条を加える。

(輸出取引がある場合の特別償却) 第二十三条の二 青色申告書を提出する個人の指定期間内の日の属する各年の指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引（以下この条及び次条において「輸出取引等」という。）による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（以下次条において「指定期間に係る基準輸出金額」という。）をこえ、かつ、その年の輸出金額割合が基準輸出金額割合をこえる場合（当該個人が指定期間内の日の属する各年の前年において輸出取引等を行なわなかった場合その他基準輸出金額及び基準輸出金額割合がない場合として政令で定める場合を含む。）には、その年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合には、その該当することとなつた日。以下次条第一項において同じ。）において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し第十一條から第十七條までの規定の適用を受けるものを除く。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について同項の規定により計算した減価償却費の額とこれに第四項

の規定による割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該固定資産の減価償却費として同条第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその前年中の輸出取引等（次条第一項第一号に規定する証明がされなかつた物品に係る取引を除くものとし、同項第二号に規定する証明を受けた取引を含むものとする。）による収入金額（第二十一条第三項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該個人が当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

3 第一項に規定する輸出金額割合とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその年分の事業所得のうち指定期間内における事業に係るものの総収入金額（所得税法第二十条第一項の規定の適用に係る収入金額を含まないものとし、第二十一条第三項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した金額とする。以下この項において同じ。）のうち当該指定期間内の第一項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいい、同項に規定

する基準輸出金額割合とは、当該個人の当該各年につき、それぞれその前年分の事業所得の総収入金額のうち当該前年中の前項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいう。

4 第一項の規定により減価償却費の額に乘ずべき割合は、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその年の同項に規定する輸出金額割合から同項に規定する基準輸出金額割合を控除した割合（当該個人がその年の前年において輸出取引等を行なわなかつた場合その他同項に規定する政令で定める場合には、その年の当該輸出金額割合とし、これらの割合が百分の五十をこえる場合には、百分の五十とする。）に、その年中において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

5 第一項、第二項及び前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項に規定する個人が指定期間内の日の属する年又はその前年において相続又は包括遺贈により事業を承継した場合における当該個人に係るその年の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算については、第二項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定める。

7 第二十一条第三項及び第四項並びに第二十一条の三第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に關する記載があり、かつ、これらの書類に同項に規定する固定資産の減価償却費の額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(輸出の証明がされない場合等の減価償却費の額の増減) 第二十三条の三 次の各号に規定する個人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し第十一條から第十七條までの規定の適用を受けるものを除く。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、第一号の場合にあつては、当該固定資産について、同法第十條第二項又は前条第一項の規定により計算した減価償却費の額から同号に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、第二号の場合にあつては、当該固定資産について同法第十條第二項又は前条第一項の規定により計算した減価償却費の額に

同号に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 前条第一項の規定の適用を受けた個人の指定期間内における第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうちに当該取引の行なわれた日の属する年の翌年十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合には、同条第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限。以下次号において同じ。）までに第二十二條に規定する証明がされなかつたものがある場合において、当該証明がされなかつた物品に係る取引の行なわれた日の属する年において当該取引が行なわれなかつたものとして前条第一項の規定を適用した場合にその年の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるためその年における同項に規定する固定資産の減価償却費の額に係る償却増率（同項の規定により減価償却費の額に乘すべき割合をいう。以下この項において同じ。）が適用されないこととなり、又は当該償却増率が減少し、若しくはないこととなるとき、その適用されないこととなり、又は減少し、若しくはないこととなる償却増率に対応する当該固定資産の減価償却費の額

二 第二十三条第一項に規定する個人が指定期間内における同項各号に掲げる取引（輸出のための販売又は加工を除く。）につき当該取引の行なわれた日の属する年の翌年十二月三十一日まで同項に規定する証明を受けた場合において、当該証明を受けた取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして前条第一項の規定を適用した場合に当該取引の行なわれた日の属する年の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額のうち指定期間に係る基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加し、かつ、その年における同項に規定する固定資産の減価償却費の額に係る償却増率が新たに生じ、又は増加するとき、その新たに生じ、又は増加する償却増率に対応する当該固定資産の減価償却費の額

2 前項各号に掲げる輸出取引等による収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前条第八項の規定は、第一項第二号の規定を適用する場合について準用する。

「第一款 山林所得の概算経費控除」を「第一款 山林所得の課税の特例」に改める。

第二章第四節第一款中第三十条の次に次の二条を加える。

（昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得の計算の特例等）第三十条の二 個人が、昭和三十六年又は昭和三十七年において、昭

和二十七年十二月三十一日から引き続き所有していた山林を伐採し、又は譲渡した場合において、その年分の当該伐採又は譲渡による山林所得の計算上、総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額は、所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項の規定にかかわらず、当該伐採又は譲渡をした山林の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額と当該山林につき同日後に支出した同法第九条第一項第七号に規定する必要な経費の金額との合計額とする。

2 前項の規定の適用については、相続、包括遺贈、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるものにより取得した山林は、相続人又は包括受遺者が引き続き所有していたものとみなす。ただし、昭和二十八年中に包括遺贈により取得した山林については、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受ける者については、前条第一項中「昭和二十一年三月三十一日」とあるのは、昭和二十七年十二月三十一日」と、

「所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第二項中「昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日まで」の間に相続若しくは被相続人からの遺贈（包括遺贈を除く。）により取得した山林又は昭和二十五年

四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間」とあるのは、「昭和二十八年中」と、同条第五項中「山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡により通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて」とあるのは、「その年において伐採又は譲渡をされた山林の昭和二十八年一月一日における次条第一項の価額の平均額と当該山林につき同日後において通常要すべき管理費その他の必要な経費の金額との合計額を基礎として」として、同条の規定を適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける者に係るその適用を受ける年分の山林所得を計算する場合における所得税法第十条の四第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「租税特別措置法第三十条の二第一項」とする。

5 資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた山林については、適用しない。

（昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得についての所得税額の計算の特例）

第三十条の三 個人が、昭和三十六年又は昭和三十七年において、政令で定める樹齢に達した山林（以下この条において「適材林」という。）の伐採又は譲渡（その譲渡を受けた者が当該適材林をその受けた年において伐採する場合における当該譲渡に限る。以下この条において同じ。）をした場合（その者が次項第一号に掲げる者に該当す

る場合には、当該伐採又は譲渡をした適材林の立木材積が基準立木材積をこえる場合に限る。）には、その年分の山林所得に係る所得税法第十三条第一項又は第十五条第二項の規定による所得税の税額は、これらの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額による。

一 その年分の所得税法第十三条第二項に規定する課税山林所得金額につき同条第一項又は同法第十五条第二項の規定により計算した金額

二 前号に掲げる金額に、ロに掲げる金額がイに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額

イ その年分の山林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額

ロ イに掲げる残額のうち適材林に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に、その年において伐採又は譲渡をした適材林の立木材積のうち基準立木材積をこえる部分が当該適材林の立木材積のうちに占める割合を乗じて計算した金額

2 前項に規定する基準立木材積とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる立木材積をいう。

一 昭和三十三年から昭和三十五年までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の二以上の年において山林所得の金額があつた者 当該山林所得

に係る山林の立木材積の合計を
指定期間内の山林所得の金額が
あつた年の数で除して計算した
立木材積

二 指定期間内のいずれか一の年において山林所得の金額があつた者 当該山林所得に係る山林の立木材積と前項の規定の適用を受ける年分の山林所得に係る適材林の立木材積の三分の二に相当する立木材積とのうちいずれか少ない立木材積

三 指定期間内の各年において山林所得の金額がなかつた者 前項の規定の適用を受ける年分の山林所得に係る造林林の立木材積

の三分の二に相当する立木材積
第一項の伐採又は譲渡をした個
人が昭和三十三年一月一日以後に

待していた場合における当該個人に係る同項に規定する基準立木材積の計算については、前項の規定にかかわらず、政令で定める。

第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による所得税の税額の計算に關する明細書及び当該税額の計算の基礎となつた山林所収の特のうちに譲渡によるものがある場合には当該譲渡を受けた者が当該譲渡材林をその受けた年において採採した旨を証する書面の添附がない場合には、適用しない。

三十八条の三第四項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる区域及び地区以外の地域で産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する

産炭地域に該当するもののみ、政令で定める地区

第四十五條の見出し中「低開発地」を「低開発地域等」に改め、同条第一項中「指定された地区内」の下に「又は産炭地域振興臨時措置法第二項に規定する産炭地域のうち」とを加える。令で定める地区内」を加える。

第五十五條第一項各号列記以外の

分中、次に掲げる取引の下に（第五十七條の三までにおいて「輸出取引」という。）を加え、「当該取引による」を「輸出取引による」に、第五十七條の四を「第五十七條の三、第五十七條の四を」第五十七條の四を「第五十七條の四を」に改める。

第五十五条の二第一項中「第五十
条」を「第五十七条の三」に改め、
条を第五十五条の三とし、第二十
条の次に次の一条を加える。

五十五條の二 青色申告書を提出する法人の昭和三十六年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までの期間（以下第五十七條の四

場合を含む。には、当該法人の当該事業年度の指定期間内における輸出取引については、前条第一項の規定にかかわらず、当該輸出取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人に指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内を開始した各事業年度の輸出取引（第五十六条第一項又は第二項の初定により益金に算入する金額がま

るときは、これらの規定に規定する証明がされなかつた物品に係る取引を除く。）による収入金額（前条第四項各号に規定する取引について

は、当該各号に掲げる金額により、計算した収入金額の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

かかわらず、政令で定める。

前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六條第一項中「第五十五條第一項の規定により同項第三号」を「第五十五條第一項又は第五十五條第二項の規定により第五十五條第二項の規定により」

金額」の下に「(第五十五条の二第
項の規定によりこれらの号に掲げ
られる取引に限る。)の行なわれた日さ
らるる取引に限る。)の行なわれた日さ

該事業年度の指定期間内における輸出取引につき同項の規定の適用を要

は、同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入した金額から、当該事業年度の指定期間内にあける輸出取引のうち当該物品の

(基準輸出金額が減少した場合の更正の請求)

第五十六条の二 前条第一項又は二項の規定の適用を受けた法人第五十五条の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより減少したため、当事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が指定

間に係る基準輸出金額を定めることとなる場合（当該基準輸出額がその適用を受けたことによることとなる場合を含む。）において、当該事業年度分の法人に係る法人税法第十八条から第十一一条までの規定による申告書

提出期限が経過しているときは、当該法人は、当該事業年度分の定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をす

前項の規定による更正の請求は、法人税法の適用については同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

段による支払に係る金額を輸出取引又は技術輸出取引による収入金額とみなして第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定を適用するに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の場合において、同項に規定する法人が、同項に規定する証明を受けた取引(指定期間内における取引に限る。以下この項において同じ。)を行なつた日を含む事業年度の指定期間内における輸出取引につき既に第五十五条の二第一項の規定の適用を受けているとき、又は当該証明を受けた取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなした場合に当該事業年度の指定期間内における輸出取引につき第五十五条の二第一項の規定の適用を受けることができることとなるときは、第一項前段中「同項」とあるのは、「同項(当該取引が指定期間内に行なわれたものである場合には、第五十五条の二第一項)として、同項の規定を適用する。」

第三章第三節第五十七条の次に次の三項を加える。
(基準輸出金額が増加した場合の益金算入)
第五十七条の二 前条第一項の規定の適用を受けた法人の第五十五条の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより新たに生じ、又は増加したため、

当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となる場合には、同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入した金額から、当該輸出取引につき第五十五条第一項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することとなる金額を控除した金額は、当該収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるに至つた事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

(輸出取引がある場合の特別償却)
第五十七条の三 青色申告書を提出する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引(以下この条及び次条において「輸出取引等」という。)による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(以下次条において「指定期間に係る基準輸出金額」という。)をこえ、かつ、当該事業年度の輸出金額割合が基準輸出金額割合をこえる場合(当該法人が当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において輸出取引等を行なわなかつた場合その他基準輸出金額及び基準輸出金額割合がない場合として政令で定める場合を含む。)には、当該事業年度終了の日において当該法人の所有する固定資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十六条

まで又は第四十八条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)とこれに第四項の規定による割合を乗じて計算した金額との合計額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

2 前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の輸出取引等(次条第一項第一号に規定する証明がされなかつた物品に係る取引のうち、同号に規定する当該証明に係る期限が当該指定期間内の日を含む各事業年度終了の日以前であるものを除くものとし、同項第三号に規定する証明を受けた取引のうち、その受けた日が当該各事業年度終了の日以前であるものを含むものとする。)による収入金額(第五十五条第四項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した収入金額)の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数を乗じて除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれ当該事業年度の指定期間内の総収入金額(当該事業年度の所得の計算上益金に算入されないものその他政令で定めるものを除くものとし、第五十五条第四項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した金額とする。以下この項において同じ。)のうち当該指定期間内の第一項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいい、同項に規定する基準輸出金額割合とは、当該法人の当該各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の総収入金額の合計額のうち当該一年以内に開始した各事業年度の前期に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいう。

5 第一項、第二項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
6 第一項に規定する法人が合併後存続する法人(当該合併を指定期間内の日を含む事業年度又は当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において行なつたものに限る。)又は合併により設立した法人(当該設立後最初に開始した事業年度が指定期間内の日を含むものに限る。)である場合における当該法人に係る当該事業年度の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算については、第二項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定める。
7 第五十五条第四項及び第五項並びに第五十五条の三第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に關する明細書の添附がない場合には、適用しない。
(輸出の証明がされない場合等の償却範囲額の増減)
第五十七条の四 次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日を含む事業年度終了の日において当該法人の所有する固定資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十六条まで又

当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となる場合には、同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入した金額から、当該輸出取引につき第五十五条第一項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することとなる金額を控除した金額は、当該収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるに至つた事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項に規定する輸出金額割合とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれ当該事業年度の指定期間内の日を含む各事業年度の総収入金額の合計額のうち当該一年以内に開始した各事業年度の前期に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいう。

4 第一項の規定により償却範囲額に算入すべき割合は、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の同項に規定する輸出金額割合から同項に規定する基準輸出金額割合を控除した割合(当該法人が当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において輸出取引等を行なわなかつた場合その他同項に規定する政令で定める場合には、当該事業年度の当該輸出金額割合とし、これらの割合が百分の五十をこえる場合には、百分の五十とする。)に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した割合(当該割合に小

数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。
5 第一項、第二項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
6 第一項に規定する法人が合併後存続する法人(当該合併を指定期間内の日を含む事業年度又は当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において行なつたものに限る。)又は合併により設立した法人(当該設立後最初に開始した事業年度が指定期間内の日を含むものに限る。)である場合における当該法人に係る当該事業年度の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算については、第二項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定める。
7 第五十五条第四項及び第五項並びに第五十五条の三第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に關する明細書の添附がない場合には、適用しない。
(輸出の証明がされない場合等の償却範囲額の増減)
第五十七条の四 次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日を含む事業年度終了の日において当該法人の所有する固定資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十六条まで又

は第四十八条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定又は前条第一項の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、第一号及び第四号の場合にあつては、当該償却範囲額からこれらの号に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、第二号及び第三号の場合にあつては、当該償却範囲額にこれらの号に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 前条第一項の規定の適用を受けた法人(第三号の規定に該当してこの項の規定の適用を受けた法人を含む。以下この項において同じ。)の指定期間内における第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうち当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日(当該法人が当該一年を経過した日前に合併により消滅した場合に於ては、当該合併の日)までに第五十六条第一項又は第二項に規定する証明がなされたものがある場合において、当該証明がなされた物品に係る取引の行なわれた日を含む事業年度において当該取引が行なわれなかつたものとして前条第一項の規定を適用した場合に当該事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額が指定

期間に係る基準輸出金額以下となるため当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却増率が(同項の規定により償却範囲額に乘すべき割合をいう。以下この項において同じ。)が適用されないこととなり、又は当該償却増率が減少し、若しくはないこととなるとき、その適用されないこととなり、又は減少し、若しくはないこととなる償却増率に対応する当該固定資産の償却範囲額

二 前条第一項の規定の適用を受けた法人の指定期間内における前号に規定する取引で、その適用を受けた事業年度の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算の基礎となるものにつき同号に規定する事由が生じた場合において、当該取引が行なわれなかつたものとして同項の規定を適用した場合に当該事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額のうち指定期間に係る基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加し、かつ、当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却増率が新たに生じ、又は増加するときは、その新たに生じ、又は増加する償却増率に増加する当該固定資産の償却範囲額

各号に掲げる取引(輸出のための販売又は加工を除く。以下次号において同じ。)につき当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに同項に規定する証明を受けた場合において、当該証明を受けた取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして前条第一項の規定を適用した場合に当該取引の行なわれた日を含む事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額のうち指定期間に係る基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加し、かつ、当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却増率が新たに生じ、又は増加するときは、その新たに生じ、又は増加する償却増率に増加する当該固定資産の償却範囲額

四 前条第一項の規定の適用を受けた法人の指定期間内における第五十七条第一項各号に掲げる取引につき前号に規定する事由が生じた場合において、当該証明を受けた取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして前条第一項の規定を適用した場合にその適用を受けた事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるため当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却増率が適用されない

いこととなり、又は当該償却増率が減少し、若しくはないこととなるとき、その適用されないこととなり、又は減少し、若しくはないこととなる償却増率に増加する当該固定資産の償却範囲額

2 前項各号に掲げる輸出取引等による収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前条第八項の規定は、第一項第二号又は第三号の規定を適用する場合について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条、第三十八条の三第四項及び第四十五条の改正規定は、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項に規定する固定資産には、これらの規定に規定する年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産は、含まれないものとする。

一 新法附則第五條第二項又は第五項の規定によりその効力を有するものとされる旧租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五條の五又は第二十一條の二第一項

二 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第

四十号。以下「改正法」という。)附則第三條第一項、第三項若しくは第四項又は同條第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十條若しくは第十一條

3 新法第五十七條の三第一項及び第五十七條の四第一項に規定する固定資産には、これらの規定に規定する事業年度における償却額の計算に關し次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産は、含まれないものとする。

一 新法附則第十二條第二項、第五項又は第七項の規定によりその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五條の六、第七條の五又は第二十一條の二第二項

二 改正法附則第十一條第一項、第三項若しくは第四項又は同條第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條、第四十三條若しくは第四十五條

理由

木材価格安定対策の一環として、山林の伐採の促進に資するため、昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得につき所得税の軽減措置を講ずることとし、あわせて、輸出実績の伸長した者について輸出所得の特別控除制度の簡素化及び特別償却制度の創設を行なうとともに、産炭地域において取得する工業用機械等につき特別償却を認めることとする

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 租税特別措置法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法草案のおもな内容は次の三点であります。

まず第一点は、用材用の立木の伐採を奨励するため、昭和三十六年または昭和三十七年に伐採または譲渡した山林のうち、原則として過去三年間における山林の平均伐採実績を越えて伐採した増伐分についての山林所得課税を二分の一に軽減するとともに、昭和二十八一年一月一日以前から所有している山林を昭和三十六年または三十七年に伐採または譲渡した場合には、再評価税の課税を行わずに、昭和二十八年一月一日における価額を取得価額とみなして、山林所得に対する課税の軽減を行なうとするものであります。

次に第二点は、輸出振興に資するため、青色申告者である個人または法人が、昭和三十六年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までの期間内に行なった輸出取引による収入金額が前一年の実績を越える場合は、その輸出所得控除額の計算については、取引基準によらず所得基準、すなわち、輸出所得の八〇%に相当する金額の損金算入を認めるとともに、それらの償却資産

についても、普通償却の別ワックとして、その実績を越える割合によって特別償却を認めようとするものであります。

第三点は、産炭地域の振興をはかるため、青色申告者が産炭地域内の指定された地域に工場等を新増設して事業を開始する場合には、その機械設備等については初年度五分の一、建物については初年度五分の一の特別償却を普通償却の別ワックとして認めるとともに、産炭地域に工場等を建設するため、工場用地を買い入れた場合には、圧縮記憶等の方法により譲渡所得の課税を行なわないこととしたしております。

本案につきましましては、審議の結果、昨二十五日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、広瀬委員より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

なお、本案に対しましては、起立多数をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

政府は森林造成の長期性にかんがみ、国民生活に重大な関係有する森林の木材供給力を増大し、国土の保全と治山治水の機能を一層強化し、増伐に伴う跡地造林の万全を期するため造林補助金の増額、低利且つ長期造林融資わくの大規模拡大を図るとともに、森林開発のための林道助成の引上げ並びに林業の恒久対策としての税制の根本的改正並びに林業金融制度の拡充につき速やかに検討し、その実現を図るべきである。というのであります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 討論の通告があります。これを許します。広瀬秀吉君。

〔広瀬秀吉君登壇〕

○広瀬秀吉君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ないたいと存じます。(拍手)

そもそも、税制の正しい基本原則は、担税力に応ずる、そして生活費を侵さない安い税金、公平な税金、国民の納得のいく税制でなければなりません。しかるに、今日租税特別措置法によって、隠れたる、しかも巨額に上る減税が行なわれているということが、この税制の基本原則を大きくゆがめることとなり、税法を複雑難解なものにし、そして国民の納得のいかなる不公平さまでも徴税が行なわれることになつておるのであります。(拍手)

ちなみに、今日までに逐年行なわれていたいわゆる一般減税は七千二百億に達しております。それとは同額の減税が、この特別措置法を通じて、ほんの一部の富裕の人たち、不労所得の階層と全法人のわずかに二%程度にすぎない大企業独占資本によってひとり占めにされておるのであります。税制調査会長中山伊知郎先生は、大蔵委員会におきまして、租税特別措置法によるところの減税額の八割程度というものが、大企業に片寄っているというところを証言されておるのであります。具体的には、この特別措置法によって、日

本の独占的大企業を中心に約六千億に近い税金が軽減され、実質的には、それだけの補助金が与えられたことになつておるのであります。企業の資本蓄積となつて内部に留保されてきたのであります。

今日、高度経済成長政策が完全に行き詰まり、国際収支は大幅に赤字基調を脱け、物価は高騰し、金詰まりは深刻化し、中小企業は今や重大な危機に直面しているであります。このことは、民間設備投資の過熱が最大の原因であります。この設備投資を税制の面からあおりをかけたものは、まさしく租税特別措置法であつたのであります。従つて、中小企業と大企業の格差を解消するはずであつた高度経済成長政策は、格差解消どころか、格差をいよいよ拡大する結果にもなつておるのであります。このような事態を生み出す大きな原因の一つである租税特別措置法は、今こそ断固として思い切つた大改廃を行なうべきであります。このことこそ、高度経済成長という奇形な経済発展を、健康な経済構造に作り直すのに最も必要なことと信ずるのであります。

しかるにもかかわらず、今日さらに一部改正案によつて、かかる不当、不公平、矛盾に満ちた租税特別措置法を強化しようとするのは、税制の基本原則から見ても不当であるばかりでなく、大きな利益を得ている者によりよい安い税金、所得の多い者により一そう税負担を軽くしていくということになるのであります。国民の断じて納得し得ないところであります。(拍手)

試みに、ここ数年だけの例を見ましても、租税特別措置法による減税額

は、昭和三十三年で八百七十億、昭和三十四年度で九百九十億、昭和三十五年度で一千四百七億、昭和三十六年度では一千四百九十五億であります。今年度の内訳はおよそ次のようであります。すなわち、貯蓄奨励の名目で五百六十五億、企業内部留保充実の名のもとに五百四十四億、技術振興、設備近代化の名目で百三十三億、産業助成と称して二百四十三億、その他三十億という巨額な減税が行なわれているのであります。一般減税六百二十一億と対比いたしますと驚くべき状況にありまます。さらに地方税へのはね返りを考えますならば、この減税額は約八百億程度上回るものと推計されるのであります。

他方、勤労大衆の給与所得税は、戦前六十九万人の納税者が今日では一千七十八万四千人に及んでいます。憲法に保障する最低生活に食い込む重税を、勤労者たちは微税率一〇%で納税したおつておるのであります。さらに、大衆課税といわれる間接税は約八千億に近く、国税収入の四七%を占め、逆進性の強い税金だけに、勤労大衆の生活を大きく圧迫する姿なき重税となつておるのであります。

かくのごとく、国民大衆全般の租税負担はなお重いのでありますから、さらに一そうの大衆課税軽減のためにも、税の自然増収分の相当部分はもちろん、租税特別措置法の一大改廃による減税財源を求めて大幅減税を行ない、正しい税制の仕組みを打ち立てるべきことを強く要求いたしますのであります。(拍手)

今回、政府が行なわんとする租税特別措置法の一部改正は、このような正

昭和三十六年十月二十六日 衆議院會議録第十五号

租税特別措置法の一部を改正する法律案 日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件

三五〇

しい方向と全く逆行するものであります。すなわち、第一に、木材の値上がり抑制のための増伐を促進するという政策目的を掲げまして、一見もつともらしい粉飾をこらして、大山林所得者に今までの優遇策を上回る減税恩恵を与えようとするものであります。すなわち、昭和三十六、三十七年度のおの七億円ずつの減税を行なうというのであります。今日、政府の経済政策の失敗によつて、設備投資の異常な行き過ぎ、価格政策における無為無策、この結果、木材価格の高騰を来たとして、これが物価引き上げの重要な要素となつたことは御承知の通りであります。しかしながら、今日、木材の高騰による最大の受益者、もうけ頭は大山林所得者であります。今回の山林所得者の増伐分に対して二分の一の軽減を行なうとするのは、最も利益のあつた所得者に対して、いよいよ税金を安くしてやろうというのであつて、税制の基本に照らし、これこそ本末転倒もはなはだし世にも不思議な減税といわなければならぬのであります。

(拍手) しかも、一方において、この減税の政策目的であるところの、増伐によつて木材の供給量をふやし、木材価格を引き下げるといふ効果については、大蔵委員会における審議を通じてきわめて明確であり、大蔵省、林野庁の答弁もきわめてあいまいであつて、無責任であります。かくして、本改正案による政策効果は上がらず、ただ税の不公平が拡大されたという結果に終わるであらうことは必至であります。

もちろん、われわれは、木材価格の高騰や木材供給量の不足に対する対策を立てないでいいというのではないのであつて、これが対策は、このようにな不公平な減税措置によるのではなくて、総合的な物価対策を通じて、さらに、劣悪な労働条件による山林労働者の他産業への逃避を防止して、山林労働者を確保すること、チップ材産業の育成強化をはかること、木材市場に対する適切な監督と規制措置を強化すること、このように別に対処する道は幾らでもあるのであります。われわれは、この際、山林所得課税全般について根本的再検討を加へまして、適材林の立木課税こそ、この政策目的に合致する時宜を得た税制であらうと信ずるのであります。

なお、この機会に一言述べておきたいことは、この取り扱ひをめぐむ国会軽視の動きであります。本改正案が正式に国会に提出されましたのは十月十日であります。これに先だつ九月三十日に、すでに林野庁から都道府県農林水産部長に対して「木材価格安定の一環としての租税特別措置について」という公文書による内示を行なつて行政指導を開始したものであります。これは、まさに国会の審議権を無視した行政の越権行為であります。河野農林大臣の責任を追及しなければならぬところであります。

第二の問題は、輸出所得に対する特例の改正であります。従来からも輸出関係業者に対しては、輸出所得特別控除制度、輸出取引がある場合の特別償却制度等、特段の優遇措置がとられて参りました。にもかかわらず、今回、さらに輸出振興の名のもとにこれを強

化し、基準輸出金額を越え、かつ、適用期間の輸出取引額の割合が前年のそれを上回る場合には、普通償却範囲額に最高五〇％に及ぶ別ワクの償却を認め、これに課税をしないようにしようというのであります。この減税額は平年度四十二億というところであります。

今日の輸出の伸び悩み、国際収支の大幅な逆差というものは、輸出業者の税金が高いからというところが原因であるなどとは、全くナンセンスであります。現行でも取引基準の二〇％から五〇％、所得基準の八〇％のうち、いづれか低い方の通常控除が行なわれ、技術輸出については、収入金額の五〇％の控除が行なわれ、輸出関係業者の経理は、かかる減税によつて、きわめて余裕ある状況なのであります。すなわち、今日までの措置によつて輸出業者に与えられた減税の累積額は、その資本金の二倍以上に達しているものであります。しかるに、このように担税能力の十分あるものに對し、今回さらに特別償却制度を創設したことは、これもまた、先に述べたと同じ理由から、許し得ない不公平、不当の減税といふべきであります。

あるいは言うかもしれません、輸出振興のためにどうしても必要なんだ。しかし、今日の日本の輸出の伸びないのは、税制の優遇が足りないからではない、貿易構造それ自体によるものであります。対米偏重の貿易政策の破綻が、今年上期だけでも五億以上の入超となつてゐる現実、高度成長に基づく設備投資の過熱、国内物価の高騰、ガット三十五条援用国が相当多いこと、輸出マインドの不足、中小輸出

産業等に対する政策がきわめて貧困である等々にあるのであります。にもかかわらず、それらの本質的輸出不振の原因に對する適切な対策の不足、政策の貧困に根ざすことを認識しないで、政策の失敗、外交方針の誤りまで、無理やりに税制によつてしりぬぐいをさせようというものであります。このような貿易政策の失敗まで税制にしろ寄せするがために、税の正しいあり方は、さらにははたしくゆがめられ、負担公平の税原則は、まさに死滅せんとしてゐるのであります。しかも、今回の措置によつて現実に利益を受けるものは、ほとんど大輸出関係業者に限られ、中小業者に及ばない点も見のがすわけには参りません。また、かかる当面を糊塗する無責任かつ不公平な減税によつて、一応は了解を取りつけたとはいふものの、ガット十六条違反として諸外国の疑惑を招き、三十五条援用国などに口実を与えかねないのであつて、輸出振興策がかえつて逆効果になる危険性があるものであります。

同時に、このような方策にたより過ぎ、輸出振興に対する本質的努力、本格的取り組みがおおざりにされることを、より一そうおそれるものであります。

以上の見地から、私は、今回提出された改正案に強く反対するものであります。最後に、今こそ政府が税制の基本原則に立ち返つて、このような不公平に對し、国民の税に對する最大の疑惑の的であり、大企業、大法人に對しては至れり尽くせり、中小企業や勤労大衆に均霑することがきわめて薄い租税特別措置法の大改廃を断行すべきことを

求め、真に必要な欠くべからざる特例減税は、明確に時限を切り、政策目的と効果のはつきりしたものにのみ限るべきであるといふことを提言し、もつて、国民が喜んで納税できる正しい税制の確立に英断をふるべきことを最後に訴へまして、私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件

○副議長(原健三郎君) 日程第二、日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件

右 国会に提出する。

昭和三十六年九月二十六日 内閣総理大臣 池田 勇人

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件

て、日本国憲法第七十三条第三号た
だし書の規定に基づき、国会の承認
を求める。

理由

政府は、日本国とフィリピン共和
国との間の友好関係を強化し、か
つ、両国間の通商関係を促進するた
め、昭和三十三年十二月九日に東京
で、日本国とフィリピン共和国との
間の友好通商航海条約及びその不可
分の一部をなす議定書に署名調印し
た。よつて、この条約を締結するこ
とをいたしたい。これが、この案件
を提出する理由である。

日本国とフィリピン共和国との
間の友好通商航海条約

日本国政府及びフィリピン共和国
政府は、

両国間に存在する友好の関係を維
持し、及び強化することを希望し、
並びに

相互に有利な基礎の上に両国間の
貿易及び通商を容易にし、及び発展
させることを希望して、

友好通商航海条約を締結すること
に決定し、そのため、次のとおりそ
れぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

フィリピン共和国駐在特命
全権大使

湯川 盛夫

外務省副官 島 重信

外務省経済局長 大使

牛場 信彦

フィリピン共和国政府

前下院議長

J・B・ラウレル・ジュ
ニア

上院外交委員会委員長

ロレンソ・スモロン

下院外交委員会委員長

ラモン・P・ミトラ

上院外交委員会委員

ロヘリオ・デ・ラ・ロサ

下院外交委員会委員

アントニオ・V・ラキサ

日本国駐在特命全権大使

マヌエル・A・アデバ

商工次官

ペルフェクト・E・ラギオ

フィリピン賠償使節団団長

公使

セサル・Z・ラヌーサ

中央銀行副總裁

アンドレス・V・カステイ

リヨ

公使

エンリケ・M・ガルシア

これらの全権委員は、互いにその
全権委任状を示し、それが妥当であ
ると認められた後、次の諸条を協定
した。

第一条

いずれの一方の締約国の国民も、
他方の締約国の領域への入国並びに
同領域内における滞在、旅行及び居
住に関するすべての事項について、
いかなる第三国の国民に与えられる
待遇よりも不利でない待遇を与えら
れる。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民及
び会社も、他方の締約国の領域内
において、税金の賦課、裁判所の裁
判を受け、及び行政機関に対して

申立てをする権利、契約の締結及
び履行、財産権、法人への参加並
びに一般にあらゆる種類の事業活
動及び職業活動の遂行に関するす
べての事項について、いかなる第
三国の国民及び会社にも与えられ
る待遇よりも不利でない待遇を与え
られる。

2 1の規定にかかわらず、各締約
国は、相互主義に基づき、又は二
重課税の回避若しくは歳入の相互
的保護のための協定により、租税
に関する特別の利益を与える権利
を留保する。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民及
び会社も、両締約国の領域の間に
おける支払、送金及び資金又は金
銭証券の移転に關して、並びに他
方の締約国の領域と第三国の領域
との間における支払、送金及び資
金又は金銭証券の移転に關して、
いかなる第三国の国民及び会社に
与えられる待遇よりも不利でない
待遇を与えられる。

2 1の規定は、いずれか一方の締
約国が、国際通貨基金協定の締約
国として有するか又は有すること
がある権利及び義務に合致するよ
うな為替制限を課することを妨げ
るものではない。

3 いずれの一方の締約国も、他方
の締約国のすべての商品の輸入に
対し、又は当該他方の締約国の領
域に仕向けられるすべての商品の
輸出に對し、なんらの制限又は禁
止をも課してはならない。ただ
し、すべての第三国の同様の商品
の輸入又はすべての第三国への同

様の商品の輸出が同様に制限さ
れ、又は禁止されている場合は、
この限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いずれ
の一方の締約国も、貨物の輸入及
び輸出について、当該一方の締約
国が、2の規定に基づいて当該時
に課することができるとする為替制限と
同等の効果をも有する制限又は統制
をすることができ。

第四条

1 すべての種類の関税及び課徴金
で、輸入若しくは輸出について若
しくはそれらに關連して課され、
又は輸入品若しくは輸出品のため
の支払手段の国際的移転について
課されるものに關し、それらの関
税及び課徴金の賦課の方法に關
し、輸入及び輸出に關連するすべ
ての規則及び手続に關し、輸出貨
物に對する内国税の適用に關し、
輸入貨物について又はこれに關連
して課されるすべての内国税その
他すべての種類の内国税に關し、
並びに輸入貨物の国内におけ
る販売、販売のための提供、購
入、分配又は使用に影響を及ぼ
すすべての法令及び要件に關し、
いずれか一方の締約国がいずれか
の第三国を原産地とする商品又は
いずれかの第三国に仕向けられる
商品に對して与えているか、又は
将来与えるすべての利益、特典、
特權又は免除は、他方の締約国の
領域を原産地とする同様の商品又
は他方の締約国の領域に仕向けら
れる同様の商品に對し、即時に、
かつ、無条件に与えられるものと
する。

2 1の規定は、いずれか一方の締
約国が内国漁業の産品に与える特
別の利益には適用しない。

第五条

両締約国は、両国間の貿易を發展
させ、及び経済関係を強化すること
並びに、特にそれぞれの領域内にお
ける経済の發展及び生活水準の向上
に資するため、科学及び技術に關す
る知識の交換及び利用を促進するこ
とを目的として、相互の利益のた
め、協力することを約束する。いず
れの一方の締約国も、自立を基礎と
する自由経済の健全なかつ均衡のと
れた發展に役だつような他方の締約
国の資本又は技術を自国の領域内に
導入することを妨げてはならない。

第六条

1 いずれか一方の締約国の国旗を
掲げる船舶で、国籍の証明のため
当該締約国の法令により要求され
る書類を備えているものは、公海
並びに他方の締約国の港、場所及
び水域において、当該一方の締約
国の船舶と認められる。

2 いずれの一方の締約国の商船
も、他方の締約国の商船及び第三
国の商船と均等の条件で、外国と
の通商及び航海のため開放されて
いる他方の締約国のすべての港、
場所及び水域に旅客及び積荷と
もに入ることができ。

これらの船舶は、当該他方の締約国の港、
場所及び水域において、すべての
事項に關して、いずれかの第三国
の同様の船舶に与えられる待遇よ
りも不利でない待遇を与えられ、
また、係留場所の割当て、積卸し
の施設の使用、水先人の役務並び

に燃料、潤滑油、水及び食糧の補給その他すべての種類の技術上の便益に關して、当該他方の締約国の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられ

3 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるとする貨物及び人を輸送する権利に關して、いずれかの第三国の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられ

4 各締約国は、沿岸貿易に従事する権利を自国の船舶のみに留保することができ、かつ、いづれかの一方の締約国の商船も、常に他方の締約国の法令に従い、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、当該他方の締約国の領域内のいづれかの港から他の港に向かつて航海を続けることができる

5 (1) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄港の場合には、同様の場合

に自国の船舶に与える同一の援助、保護及び免除を与えるものとす。それらの船舶から救い上げられた物品は、国内消費のため搬入された場合を除くほか、すべての関税を免除される。ただし、国内消費以外の目的のため搬入された物品については、それが当該他方の締約国から搬出されるまでは、搬入の保護のための措置を執ることができ

(2) いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所屬国の権限のある領事官にそれを通告するものとす

6 いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測定に關する証書は、他方の締約国の権限のある当局によつて、同当局が発給した証書と同等のものとして認められる

第七條 この条約の規定は、いづれか一方の締約国が、
(a) 公共の安全若しくは国防又は国防の平和及び安全の維持
(b) 核分裂物質又はその生産原料である物質
(c) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び資材の取引
(d) 公衆道徳の保護及び人、動物又は植物の生命又は健康の保護
(e) 金又は銀の貿易

に關する措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない

第八條

1 各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に關する事項について行なう申入れに對しては、好意的考慮を払い、かつ、その申入れに關する協議のため適當な機会を与えなければならない

2 この条約の解釈又は適用に關する兩締約国間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、兩締約国が他のなんらかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、國際司法裁判所に付託するものとす

第九條 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにマニラで交換されるものとす

2 この条約は、批准書の交換の日以後一箇月で効力を生ずる。この条約は、三年間効力を有し、その後、3に定めるところにより終了するまで効力を存続する

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に對し六箇月前に文書による予告を与えることによつて、最初の三年の期間の終りに又はその後のいつでもこの条約を終了させることができる

第十條

この条約は、日本語、フィリピン語及び英語によるものとする。解釈に相違がある場合には、英語の本文による

以上の証拠として、各全權委員は、この条約に署名調印した

昭和三十三年十二月九日(フィリピン共和国独立第十五周年十二月九日及び千九百六十年十二月九日に相当する)に東京で、本書二通を作成した

日本国のために
湯川 盛夫
島 重信
牛場 信彦
フィリピン共和国のために
J・B・ラウレル・ジュニア
ロヘリオ・デ・ラ・ロサ
アントニオ・V・ラキサ
マヌエル・A・アデバ
ペルフェクト・E・ラギオ
セサル・Z・ラスニサ
アンドレス・V・カステイ
リヨ
エンリケ・M・ガルシア

議定書

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約(以下「条約」という)に署名するに当たつて、下名の全權委員は、各自の政府から正當に委任を受け、さらに、条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した

1 永住の許可に關するすべての事項は、条約の範圍外であると了解される

2 第一条の規定に關し、いづれかの一方の締約国も、他方の締約国が相互主義に基づく特別の取極によりいづれかの第三国の国民に對して与えているか、又は將來与える旅券及び査証に關する事項につい

ての利益の享受を要求する権利を与えられないものと了解される

3 条約において「会社」とは、營利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう

4 第三国に与える待遇よりも不利でない待遇の許すに關する第二条1の規定に關し、いづれかの一方の締約国も、不動産に關する権利及び自由職業に従事する権利の享有については、前記の待遇が相互主義に服すべきことを要求することができ

5 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有權に關して、いかなる權利をも許さず、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない

6 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産並びに当該国民及び会社が直接又は間接に利益を有する財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためを除くほか、収用し、又は使用してはならず、また、正當な補償なくして収用し、又は使用してはならないことが確認される

7 条約の規定は、裁判所の裁判を受け、及び行政機關に對して申立てをする權利を除くほか、いづれかの一方の締約国が、第三国の国民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的利益を有する他方の締約国の会社に對して条約に定める利益を拒否することを妨げるものと解してはならない

8 第三条3の規定は、いづれか一方の締約国が、商業的性質を有し

ない慣習上の理由により、又は詐欺的な若しくは不正な慣行を防止するため、制限又は禁止をすることを妨げるものではない。ただし、その制限又は禁止は、他方の締約国の通商に対しては、いまだに差別をするものであつてはならない。

9 両締約国の政府は、相互の貿易の拡大がそれぞれの国内の生産者に対し重大な損害を与えることなく、又は与えるおそれなく達成されることを期待する。もつとも、いづれか一方の締約国の製品が他方の締約国の同様の製品又は直接的競争製品の生産者に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある条件で当該他方の締約国の領域に輸入されていることについて合理的な証拠があるときは、輸出締約国の政府は、輸入締約国の政府の要請により、協議に入るものとす。また、協議の上、その権限内において、前記の損害を防止し、又は救済するために適当な措置を執るものとす。

10 (1) 条約のいかなる規定も、日本国に対し、千九百四十六年七月四日にマニラで署名され、千九百五十五年九月六日にワシントンで改正された貿易及び関係事項に関するフィリピン共和国とアメリカ合衆国との間の協定又は両国間のその他の協定、条約若しくは協約に基づいて、フィリピン共和国が、もつばら、(a) 同国の領域内で公益事業並びに天然資源の処分、開発及び利用その他の事業活動を営むことに關して、アメリカ合衆国の国民及び会社に対し、又は(2) 関税及び課徴金に關して、アメリカ合衆国の産品に對して与えているか、又は將來与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

むことに關して、アメリカ合衆国の国民及び会社に対し、又は(2) 関税及び課徴金に關して、アメリカ合衆国の産品に對して与えているか、又は將來与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

(2) 条約のいかなる規定も、フィリピン共和国に對し、日本国が、もつばら、(a) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(2) 同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事柄が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えているか、又は將來与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

昭和十五年十二月九日(フィリピン共和国独立第十五日)十二月九日及び千九百六十年十二月九日に相当するに東京で、日本語、フィリピン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

湯川 盛夫

島 重信

牛場 信彦

フィリピン共和国のために

J. B. ラウレル・ジュニア

ロヘリオ・デ・ラ・ロサ

アントニオ・V. ラキサ

マヌエル・A. アデバ

ペルフェクト・E. ラギオ

セサル・Z. ラヌーサ

アンドレス・V. カステイリ

ヨ

エンリケ・M. ガルシア

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長森下國雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔森下國雄君登壇〕

○森下國雄君 たいい議題となりました日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

フィリピン共和国とわが国との国交關係は、昭和三十一年に両国間にサンフランシスコ平和条約が発効して正常化を見るに至りました。自來、政府は、機会あるごとに通商航海条約締結交渉をフィリピン側に申し入れて参りましたが、同国の事情により交渉開始までに至らなかつたのであります。しかるに、その後同国の対日感情も年々ともに好転して参りましたので、一昨年六月、日本側から交渉の開始を申し入れました結果、昨年二月から交渉が開始され、約十カ月の折衝の後、同年

十二月九日、東京でこの条約及び議定書の署名調印が行なわれました。

この条約の内容は、入国、滞在、出訴権、財産権、内國課税、事業及び職業活動、為替管理、輸出入制限、海運等の事項について最惠國待遇を相互に許与することをその骨子としております。

戦後のわが国は、東南アジア諸國のうち、インド及びマラヤ連邦と通商協定を締結しておりますが、友好通商航海条約としては、この条約が最初のものであり、また、フィリピン共和国にとりましては、独立後外国と締結する最初の友好通商航海条約でありまして、その歴史的意義は深いものがあると思われまふ。この条約によりまして、入国、滞在、事業活動の面において、兩國間の關係が正常化することにも、わが國の東南アジア貿易中、重要な地位を占めている対フィリピン通商關係が円滑な發展を遂げるものと期待されます。

本件は、九月二十六日日本委員会に付託されましたので、會議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は會議録により御了承願ひます。

かくて、質疑終了の後、十月二十五日、討論を省略いたし、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告を申し上げる次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議はございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○副議長(原健三郎君) 田邊國男君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 産炭地域振興臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第四項を同第五項とし、同第五項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「出資金」の下に「(前項の規定により示された金額に相当するものを除く。)」を加え、「第二十五條第一項第七号及び第八号」を「第二十五條第一項第八号及び第九号」に改め、同項を同第四項とし、同第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、前項の規定により事業団に追加して出資する場合において、当該出資金の全部又は一部が第二十六條の三第一項の保証基金にあつてべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第二十五條第一項第十号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

第二十五條第二項中「前項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第二十六條第二項第七号中「前条第一項第七号及び第八号」を「前条第一項第八号及び第九号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第一項第七号に規定する債務の保証の方法

第二十六條の二を次のように改める。

(区分經理)

第二十六條の二 事業団は、次に掲げる經理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の經理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第九條の二第一項及び第二項の規定による政府の出資金(同条第三項の規定により示された金額に相当するものを除く。)並

びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る經理

二 第二十五條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「保証業務」という。)に係る經理

第二十六條の二の次に次の一條を加える。

(保証基金)

第二十六條の三 事業団は、保証業務に關し保証基金を設け、第九條の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてこれにあつてべきものとする。

2 前項の保証基金は、保証業務に關し毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第二十七條第二項中「貸付計画」の下に「及び第二十五條第一項第七号に規定する債務の保証の計画」を加え、同条第三項中「及び前項の貸付計画」を「並びに前項の貸付計画及び債務の保証の計画」に改める。

第三十六條の三第一項中「第二十五條第一項第七号」を「第二十五條第一項第八号」に改め、同条第二項中「第二十五條第一項第七号」を「第二十五條第一項第八号」に改め、同条第三項中「第二十五條第一項第八号」を「第二十五條第一項第九号」に改める。

第三十六條の十二の次に次の八條を加える。

(保証契約の締結)

第三十六條の十三 第二十五條第一項第七号に規定する債務の保証は、採掘権者又は租賦権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業を整備するために必要な資金であつて次に掲げるものの貸付けを受け

ることにより当該銀行に対して負担する債務(元本に限る。)について、事業団が当該銀行と保証契約を締結することにより行なうものとする。

一 当該採掘権者又は租賦権者が離職する労働者に対し支払うべき賃金(退職金を含む。)の支払に必要な資金

二 当該採掘権者又は租賦権者が事業を廃止する鉱区又は租賦区に係る鉱者の賠償に必要な資金

(保証契約の限度)

第三十六條の十四 事業団は、前条の保証契約により保証される債務の合計額が第二十六條の三の規定による保証基金の額に政令で定める倍率を乗じて得た額をこえない範囲内でなければ、新たに前条の保証契約を締結してはならない。

(保証料)

第三十六條の十五 事業団は、第三十六條の十三の規定により債務の保証をする場合には、当該債務者たる採掘権者又は租賦権者から保証料を徴収することができる。

2 前項の保証料の額は、当該保証契約により保証される債務の額に、年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保証債務の履行の請求)

第三十六條の十六 銀行は、第三十六條の十三の規定により事業団が保証した債務について、その弁済期(当該債務が分割して弁済されるときは、その最終弁済期)における債務の不履行又は当該債務者に対する会社更生法(昭和二十七年法律第百七十七号)の規定による更生手続開始の決定若しくは商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条(整理の開始)若しくは第四百三十一条第一項(特別清算の開始)の規定による命令

があつたときは、事業団に対して当該保証債務の履行の請求をすることができ。

2 銀行は、前項の債務の不履行又は決定若しくは命令があつた日から六月を経過した後でなければ、同項の請求をすることができない。

3 銀行は、第一項の債務の不履行又は決定若しくは命令があつた日から一年六月を経過した後は、同項の請求をすることができない。

(弁済金)

第三十六條の十七 事業団が第三十六條の十三の保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済すべき金額は、当該保証契約により保証された債務の額から当該銀行が前条第一項の請求をする時まで回収した額を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た額とする。

(貸付金の回収)

第三十六條の十八 銀行は、第三十六條の十三の規定により事業団が保証する債務に係る貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

(業務の委託)

第三十六條の十九 事業団は、第三十六條の十三の保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済した場合に、その求償権の行使の業務を当該銀行に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた銀行が第三十六條の十六第一項の請求を受けた後回収した額と事業団から弁済を受けた日以後の利子の受領した額との合計額に事業団から弁済を受けた額の第三十六條の十七に規定する残額に対する割合を乗じて得た額は、前項の規定により委託を受けた求償権に係るものとみなす。

3 第二十四條の規定は、第一項の規定により委託を受けた求償権の行使の業務に従事する銀行の役員及び職員について準用する。

(契約の解除等)

第三十六條の二十 事業団は、銀行がこの法律(これに基づく命令を含む。)の規定又は第三十六條の十三の保証契約の条項に違反したときは、当該保証契約に基づき弁済すべき金額の全部若しくは一部を支払わず、若しくは弁済した金額の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保証契約を解除することができる。

第三十七條第七項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第五十三條の二第三号中「第三十六條の八第五号」の下に、「第三十六條の十三」を加える。

第七十九條に見出しとして「報告の徴収」を附する。

附則 第二條に次のただし書を加える。

ただし、事業団の業務のうち債務の保証に係る部分は、昭和三十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正後の第二十五條第一項第七号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七條第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「この法律の施行後遡及なく」とする。

(印刷税法の一部改正)

3 印刷税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ十二を次のように改める。

六ノ十二 石炭鉱業合理化事業
團ノ発スル証書、帳簿

理由

石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱業合理化事業団に、石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興臨時措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

産炭地域振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。

(産炭地域の範囲)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する地域のうち当該石炭産出地域における鉱工業等の振興と密接な関連を有する地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

第三条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、産炭地域について産炭地域振興基本計画(以下「基本計画」という)を定めなければならない。

2 基本計画には、産炭地域における鉱工業等の振興に関する基本方針、産炭地域振興実施計画に関する

る地域の区分その他産炭地域振興実施計画の基本となるべき事項について定めるものとする。

3 通商産業大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

(産炭地域振興実施計画)

第四条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画に定める地域の区分ごとに、産炭地域振興実施計画(以下「実施計画」という)を定めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該地域における鉱工業等の振興に関する基本方針

二 当該地域において振興すべき鉱工業等に関する事項

三 当該地域における石炭の需要の拡大に関する事項

四 当該地域における鉱工業等の振興による雇用の拡大に関する事項

五 当該地域における石炭鉱業に従事する労働者の職業の転換に関する事項

六 その他当該地域における鉱工業等の振興に関する重要事項

3 実施計画は、この法律の施行後二年以内に定めるものとする。

4 前条第三項及び第四項の規定は、実施計画について準用する。

(調査)

第五条 通商産業大臣は、あらかじめ調査をする地域、調査の方法その他調査に関する重要事項について、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定めるため必要な事項についての調査を行なうものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、産炭地域のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定めるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に課税したこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これからの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(施設の整備等)

第七条 国及び地方公共団体は、実施計画の円滑な実施を図るために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連

施設及び職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

第八条 国の行政機関の長又は道府県知事は、産炭地域内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域内の鉱工業等の振興が促進されるよう配慮するものとする。

第九条 地方公共団体が実施計画の円滑な実施を図るために行なう事業の実施に要する経費に充てるため起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十条 政府は、実施計画の円滑な実施を図るため、実施計画に基づいて、鉱工業等を営む者に対し、技術的助言、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第十一条 石炭鉱業合理化事業団は、実施計画に基づいて鉱工業等を営む者がその事業の用に供するために石炭鉱業合理化事業団の所有する鉱業施設の譲渡又は貸付けを求めたときは、通商産業省令で定めるところにより、その者に対し優先的に譲渡し、又は貸し付けることができ。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失ふ。ただし、この法律の失効前に地方公共団体が第六条の規定により不動産取得税又は固定資産税

について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

理 由

石炭鉱業の不況の現状にかんがみ、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図るため、産炭地域の振興に関する基本計画及び実施計画を定め、その実施を円滑にするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長有田喜一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○有田喜一君登壇 たいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行法は、石炭鉱業の合理化を円滑に推進するため昭和三十一年に制定されたものでありますが、最近に至り、非能率炭鉱の閉鎖に伴う離職者の退職金及び鉱害処理費等の資金の調達が困難となつてきたのであります。

本案は、この実情にかんがみ、石炭鉱業の合理化を円滑に行なうため、政府は石炭鉱業合理化事業団に出資することとし、これを基金として合理化に必要な資金の借入れについての債務保証を行なうこととしたのであります。なお、この保証業務は、昭和三十三年三月三十一日までで廃止することになっております。

三五六

者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建築物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建築物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不

均一の課税を認めた場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に

関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り、（一）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額と同一のべき額から控除した額とする。

第九條 国及び地方公共団体は、開発地区内の工業の開発に寄与すると認められる製造の事業の用に供する施設の整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(施設整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、開発地区内及び工業の開発を促進するために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び開発地区内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めなければならない。

第十一条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、開発地区内の土地を前条に規定する施設用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該開発地区内の工業の開発を促進されるよう配慮するものとする。

1 (施行期日) 附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 (総理府設置法の一部改正)
律第二百七十七号) の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中北陸地方開発審議会の項の次に次のように加える。

低開墾地域工業開
発促進法（昭和三十
六年法律第
号）の規定により
その権限に属せし
められた事項を行
なうこと。

3 (總務企画庁設置法の二箇改正)
經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十号ワの次に次のように加える。
力 低開発地域工業開発促進

進法（昭和三十六年法律
第 一 号）
第九条に次の一号を加える。
十二 低開発地域における工業
の開発の促進に關すること。
（北海道開発法の一部改正）
北海道開発法（昭和二十五年法

律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五條に次の一号を加える。

三 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定若しくはその解除又はその区域の変更について意見を付し、又は意見を述べることを。

5 (首都圏整備法の一部改正)
首都圏整備法の一部を次のよう
に改正する。
第十七条第二項に次の一号を加
える。

六 低開発地域工業開発促進法
(昭和三十六年法律第 号)
の規定に基づき、低開発地域
工業開発地域の指定若しくは

その解除又はその区域の変更
について意見を付し、又は意
見を述べることを。

低開墾地域における雇用の増大に
理由
「低開墾地域工業開発促進法（昭和
三十六年法律第 二 号）」を
「低開墾地域工業開発促進法（昭和
三十八年法律第 一 号）」と改める。

寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もつて国民経済の均衡ある発展に資するため、低開発地域工業開発地区を指定し、その地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が新

たに取得した機械及び装置等については減価償却の特例を設け、その者について一定の地方税の課税免除等をした地方公共団体に対する地方交付税の額の算定について特例を設け、その地区内の工業の開発を促進するために必要な施設の整備を促進する。

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。商工委員長早稲田柳右エ君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早稲田柳右エ門君登壇〕

早稲田柳右エ門君 ただいま議題となりました低開発地域工業開発促進法

案の商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本家は、低開発地域における工業の開発を促進して、各地域間における経済的格差を是正し、国民経済の均衡ある発展に資せんとするもので、低開発地域工業開発地区を指定し、その地区内において設備、機械及び装置を新増した者に対し、減価償却の特例を授

言、その者について地方公共団体の課税免除を請うる等をした地方公共団体に対する地方交付税の特例、その他その地区内の工業の開發のために必要な施設の整備等に關する規定を設けておるものであります。

本案は、九月二十六日付託され、本月二十四日、提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたが、本日に至り質疑を終局いたしましたので、直ちに

また次第であります。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付しました。

その要旨は、第一に、全国土の総合開発計画をすみやかに樹立し、工業の適正配置について適切な方策を講ずることを要する旨であります。

こと、第二に、工場誘致に伴い、地方公共団体の行なう公共施設の整備に對し積極的援助を行なうこと、第三に、本法運用にあつては、地方交付税制度の本来のあり方を尊重し、なお工場誘致にあつて地方税の減免にかわる

これをもって御報告を終わります。

(拍手)
○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。
す。
本案は委員長報告の通り決するに御
異議はございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。よつて、本案は委員長報告
の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十七分散会

出席國務大臣
大藏大臣 水田三喜男君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
出席政府委員
經濟企画 菅 太郎君

外務政務次官 川村善八郎君
○明詔を省略した諸臣の報告
(法律公布奏上及び通知)
一、昨二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
家畜取引法の一部を改正する法律
建設設置法の一部を改正する法律
地方自治法の一部を改正する法律

ある摩羅は、一音を師、きよく師及び柔道
整復師法等の一部を改正する法律
(通知書受領)

一、昨二十五日、参議院議長から、次
の法律の公布を奏上した旨の通知書
を受領した。

モーターボート競走法の一部を改正

する法律の一部を改正する法律
 自転車競技法の一部を改正する法律
 の一部を改正する法律
 小型自動車競走法の一部を改正する
 法律の一部を改正する法律
 農業近代化資金助成法
 農業信用基金協会法

農林中央金庫法の一部を改正する法律
(常任委員辞任)
一、昨二十五日、議長において、次の
常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
小笠 公韶君 加藤常太郎君

金子 一平君	島村 一郎君
前田 正男君	宇野 宗佑君
海部 俊樹君	龜岡 高夫君
白濱 仁吉君	藤田 義光君
地方行政委員	
門司 亮君	本島百合子君
外務委員	
宇都宮德馬君	橋本 龍伍君
福家 俊一君	西尾 末廣君
藏内 修治君	白濱 仁吉君
田川 誠一君	

